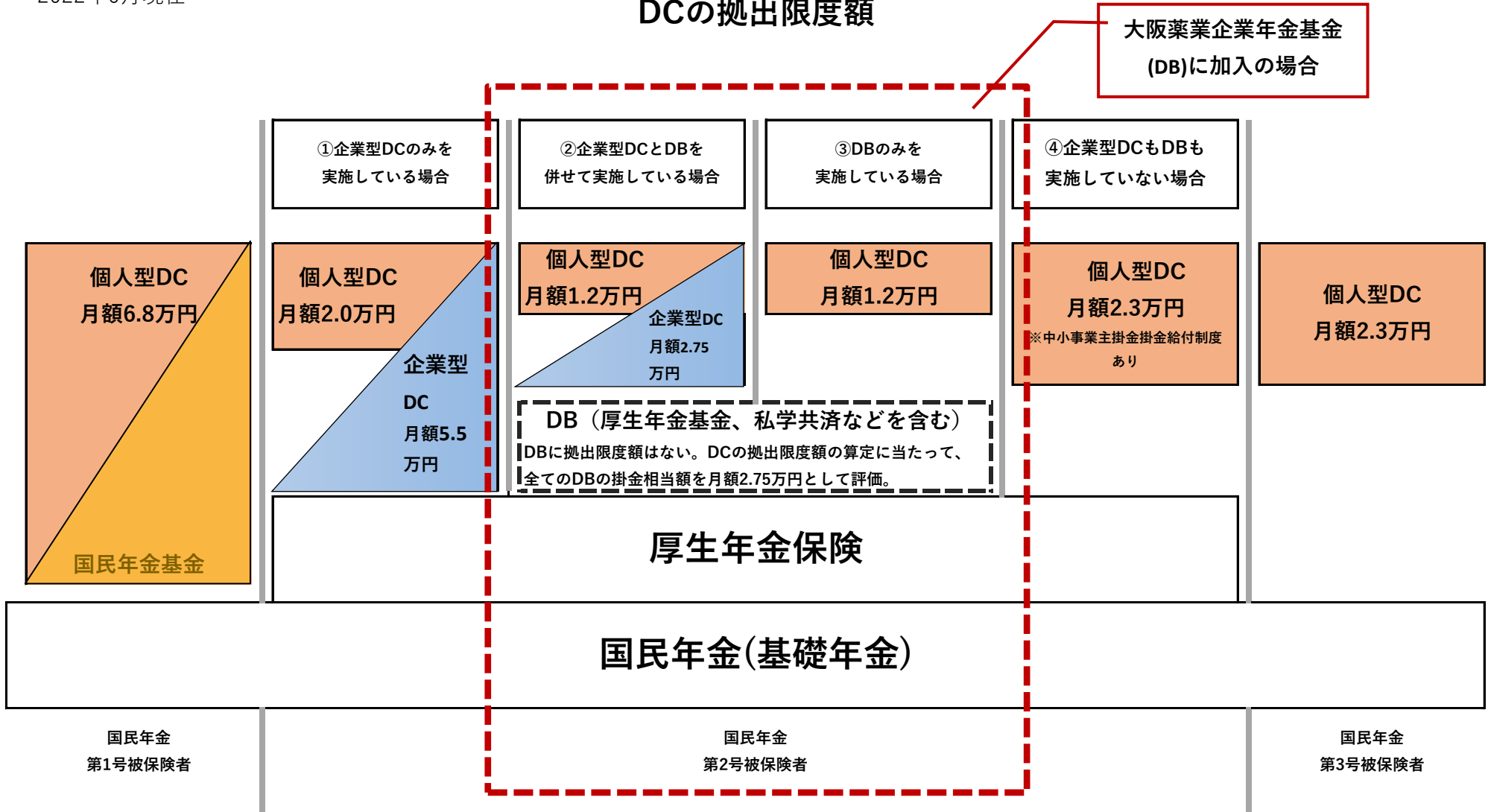


2022年6月現在

## DCの拠出限度額



- ※ 企業型DCの加入者の個人型DCの加入の要件緩和後(令和4年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
- ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DCの加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DCの加入かを加入者ごとに選択が可能。
- ※ DBには、年金払い退職給付を含む。